

# ◇都市計画広域調整とは

○市町村が決定する都市計画が、その市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合には、県は当該都市計画についての協議・同意にあたり、**広域の見地からの調整を図る**観点で関係市町村の意見を聴くなど必要な協力を求めることができる。  
(都市計画法第19条第5項)

・県の「**市町村都市計画決定に係る手続きガイドライン**」においては、広域的な影響が懸念される案件については、原案作成の時点から、周辺の市町村から意見聴取を行って、**広域の見地からの調整を図られるような手続きや基本的な考え方を定めています。**

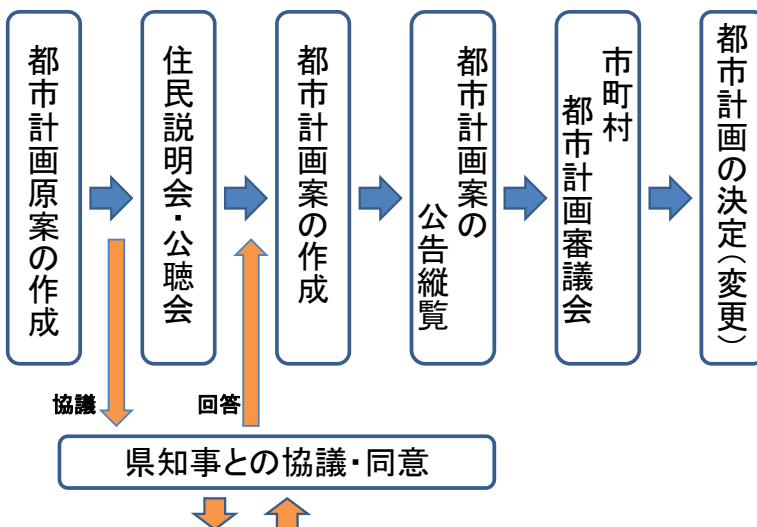
## 手続きガイドラインより

- ◆広域調整を行なう都市計画
  - ・**大規模集客施設**(商業施設等で床面積1万㎡を超えるもの)**の立地を可能とする都市計画**の決定又は変更  
例)近隣商業地域、商業地域、準工業地域の決定又は変更
- ◆県の役割
  - ・県は、当該市町村の意見、関係市町村の意見、及び県都市計画審議会の意見を踏まえ、広域の見地から県の見解を示すものとする。

-1-

# ◇市町村都市計画決定(変更)の手続きにおける広域調整と判断基準

## 市町村都市計画決定(変更)の流れ



## 広域調整に係る判断基準

1. 一般基準
  - ①市町村マスタープランに位置付けがあること、又は予定されていること。
  - ②県マスタープランなどの関連計画に適合していること
2. 土地利用の観点
  - ①周辺の交通環境(渋滞等)
  - ②周辺の交通環境(事故等)
  - ③周辺の自然景観
  - ④周辺の生活環境
  - ⑤周辺の歴史景観
  - ⑥公共コストの増加

- 広域調整の対象となる場合(ガイドラインより)
- ・**関係市町村の意見**を聴く(広域調整会議の開催)
  - ・**県都市計画審議会**の意見を聴く

-2-